

# 『ワイワイプラザ垂井』 指定管理者 ご挨拶と運営基本理念のご説明

令和6年1月20日



総合型地域クラブ 特定非営利活動法人 Let'sたるい

## 特定非営利活動法人 Let's たるい のご紹介



### ■ 特定非営利活動法人 (NPO法人)とは

特定非営利活動促進法により設立が認められた法人で、不特定かつ多数の人々に利益に貢献することを目的にした20種類の分野に該当する活動に限って実施することができます。

#### 【 抜粋 】

- ✓ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 / 社会教育の推進を図る活動
- ✓ まちづくりの推進を図る活動 / 経済活動の活性化を図る活動
- ✓ 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動 / 防災・災害支援活動
- ✓ 子どもの健全育成を図る活動 / 観光の振興を図る活動など

### ■ 「非営利」とは

活動によって得た留保利益は、構成員に分配することはできません。次年度以降の活動する事業に再投資することになっています。

つまり、垂井町の発展のために、上記の活動に再投資することになります。なお、無償でボランティア活動やサービス等を行うという意味ではありません。

また、NPO法人が解散した場合の残余財産は、すべて垂井町に帰属することになります。

## 特定非営利活動法人 Let's たるい のご紹介



### ■ 沿革について

- 平成14年 垂井町主導により、文部科学省スポーツ振興計画にもとづき、「生き生きライフ推進協議会」を母体に総合型地域スポーツクラブ準備委員会を立ち上げる。
- 平成15年 「垂井クラブ」を発展させ、総合型地域スポーツクラブとして「たるいチャレンジクラブ Let's」を設立する。
- 平成18年 4月 垂井町勤労青少年ホームに事務局を移転する。
- 平成24年 2月 特定非営利活動法人Let'sたるいを設立する。
- 平成25年 4月 特定非営利活動法人として認可され、社会公益活動を開始する。
- 平成29年 4月 垂井町勤労青少年ホームの指定管理者となり、自治体と民間との協働スキームの確立 のために、その基盤整備に取り組む。
- 令和 4年 11月 文部科学省・スポーツ庁が推進する 公財)日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 の登録認証制度における登録団体として認証される。

## 指定管理者としての基本理念について ①「指定管理者制度について」



### ■ 指定管理者制度について

地方自治法(244条の2)が改正され、自治体の財政難と経営効率化・アイデアの工夫の観点から、施設の運営に対して民間活力の導入を推進するために制定されました。

指定管理者制度の特徴は、従来からの業務委託ではなく、性能発注による包括一括委任形式による契約に特徴があり、指定管理者の創意工夫により公共施設の有効活用、地域コミュニティの創生に貢献するための制度です。

指定管理者は、施設の管理権限を委任されておりますが、設置者である自治体の責任で行うべき基本的な利用条件の設定は、管理の基準として条例で定められます。

指定管理者制度は、自治体と民間との協働スキームを確立する基盤整備に係ることであり、この基盤整備によって、指定管理者は知恵を絞り、施設の設置目的の最大化を目指し、住民サービスの拡大を図る活動を意欲的に知り組むこととなります。

昨今、地域を發展させている地方自治体は、民間活力との連携によりパートナーシップを構築している。企画事業を展開して施設の利用領域を拡大させており、近隣地域、さらには全国に対して、交流人口、関係人口の創出に取り組んでいます。

※ 性能発注とは、指定管理者の創意工夫が発揮できるよう施設の管理方法の詳細等については受託者の裁量に任せるという考え方

## 指定管理者としての基本理念について ②「当法人の基本理念」



### ■ 指定管理者としての基本理念について

当法人は、特定非営利活動法人として総合型地域スポーツクラブの認定を受けている団体です。定款には、特定非営利活動の公益目的事業として、学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る活動、保健、医療または福祉の増進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動、そして、まちづくりの推進を図る活動等が定められております。

当法人は、「地方自治体等とパートナーシップを構築して、公益的な事業体としての役割を果たす」ために、文部科学省・スポーツ庁が立ち上げた「登録・認証制度」に、登録・認証されている法人です。地域のコミュニティを核として、地域スポーツ環境の充実やスポーツ・文化を通じた地域課題解決などの公益的な取組を通じて、地域住民から求められる役割を果たしていくことが基本理念です。

さらに、行政主導による行政依存の公的サービスから脱却し、地域住民が主体的に地域のスポーツ環境、文化環境、町づくりの協働環境を創造していくという

「社会イノベーション（変革）」に挑戦する考えであり、スポーツ活動、文化活動、地域活動を通してさまざまな地域住民同士の自発的な協働の場やその仕組みを創ることに取り組んで参ります。

## 指定管理事業について ①「指定管理業務の仕様書」



### ■ 指定管理者に対して、仕様書に規定されている指定管理事業について

#### 1. 「施設の維持管理に関する業務」

「施設管理業務(定期整備業務、施設内の清掃、セキュリティ管理業務、修繕、樹木管理、カフェの利用者対応、保安管理業務、事故、盗難等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防災、施設維持管理用・清掃用消耗品の管理、広報・プロモーション活動の企画・実施など」

#### 2. 「施設の管理運営に関する業務」

使用申請受付・許可等業務、利用料金収受業務、施設の管理業務、垂井地区まちづくりセンターとの連携

#### 3. 「指定管理者が実施する指定管理事業に関する業務」

- ① にぎわいの創出に関する事業の実施に関する業務
- ② 子育て支援に関する事業の実施に関する業務
- ③ 教育、学術及び文化に関する事業の実施に関する業務
- ④ スポーツ、レクリエーション、サークル活動等の推進事業の実施に関する業務
- ⑤ 協働のまちづくりの推進に関する事業の実施に関する業務
- ⑥ 当該施設の設置目的を達成するために、教育委員会が必要と認める事業の実施に関する業務

## 指定管理事業について ②「指定管理者の自主事業」



### ■ 指定管理者が実施する当該施設の設置目的を達成するための事業について

当法人は、当該施設の設置目的を達成するために、様々な「にぎわい創出」事業を自らの企画で、自らの責任と費用で実施する自主事業として位置づけ、プロデュースして参ります。

この施設の設置目的を達成するための事業につきましては、指定管理事業と当法人の公益目的事業を連携させて、地域に貢献したいと願っています。

特に、「ワイワイプラザ垂井」のカフェ・スペースは、設置目的等の達成や利用者の利便性の向上(交流・コミュニティの創生)の観点から、**いつでも誰でもが利用できるスペースに位置づけられており**、当初から当該施設の重要な位置づけとして話し合いがなされてきました。

カフェ・スペースの活用(垂井ブランド商品の販売促進、地域イベントの促進等)を含めた施設の総合的活用企画を皆さんと一緒にプロデュースしたいと考えています。

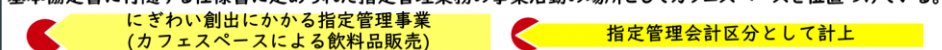
## 基本計画書・要求水準書の確認 「カフェの役割」について



### 『ワイワイプラザ垂井』におけるカフェの役割

- 地域の若手飲食事業家が、お店を出すきっかけとして、試食販売会などを後押しできるスペース
  - 町内飲食店フェアなど、飲食店を紹介できる場
  - 子ども食堂など見据えた準備
  - デリバリーやテイクアウトもできるスペース
  - 親子で楽しむ食育ランチ／子育て支援事業との連携
  - イベントでのパンや軽食の販売、または無料配布サービス
  - (テラス席) ペットと一緒にお茶を飲めるスペース・ペット食の提供
  - 「ひとときコンサート」などカフェスペース(エントランススペースを含む)を利用したイベントの開催。
- 限定ランチ、限定コーヒーなど通常よりランクアップした物を販売するイベントの開催。

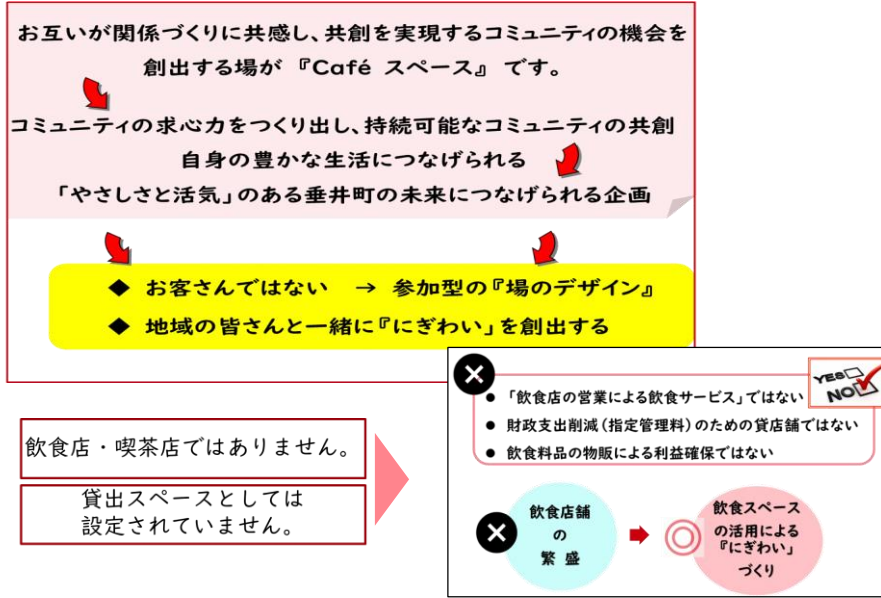
基本協定書に付随する仕様書に定められた指定管理業務の事業活動の場所としてカフェスペースを位置づけている。



+



## Cafeスペースのイメージ




## Café スペースでのアイデア (自らの責任と費用負担で実施する自主事業)



『NPO法人 Let's たるい』が目指す「ありたい姿」とは



ご支援、ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。 

この「ワイワイプラザ垂井」の施設は、皆さんのいろいろな話し合いを経て、今日に至っております。平成28年に始まりました「がやがや会議」では、隣接する中山道垂井宿を含めた一体的な計画を策定するための前段階として、当該地区の将来的なあり方についての意見が出されたと聞いております。

その後、垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会、ワークショップ、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会など、さまざまな議論を経て、昨年9月に「ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例」が議会にて承認されました。

この条例には、「誰もが楽しく学び、活動し、人と人が交流することのできる場を提供することにより、町民の多様な活動を推進し、もって本町のにぎわいを創出するとともに、協働のまちづくりを推進するため、ワイワイプラザ垂井を設置する。」とあります。

具体的には、「にぎわいの創出」「子育て支援」「協働のまちづくりの推進」「教育、学術及び文化に関する事業」、そして「スポーツ、レクリエーション、サークル活動等の推進」とあります。

公共施設が、「1つ増えた」という認識ではなく、この施設の使命を皆さんと一緒に具現化して参りたいと考えております。どうぞ、ご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。